

両大戦間におけるドイツ独占資本の再編と経済政策（中）

——国家独占資本主義成立過程の一局面——

岡 本 友 孝

はじめに

一 トラスト形成と社会政策

——独占資本再編の開始——

a 危機の特殊ドイツ的性格の原型

産業構造高度化の遅延と過剰資本

ワイマール・デモクラシーの多元論

b 資本の集中運動・トラスト形成と合理化

c 社会政策としての公共投資

二 独占資本の金融的救済と社会政策の変質

——独占資本再編の転換期——

a Sanierung と国家

合同製鋼の改組（以上前号）

b 危機の本質（以下本号）

c 社会政策としての公共投資の破綻と労働振興政策への転換

両大戦間におけるドイツ独占資本の再編と経済政策（中）

三 独占資本の蓄積と完全雇用政策

——独占資本再編の定着——

a ナチスの完全雇用政策

——経済の組織化とスペンディング——

管理通貨制への事実上の移行

スペンディング

経済の組織化

b 完全雇用政策の歴史的意義と性格（以下次号）

c 再生産構造の変化

d 独占資本の蓄積

——自己金融にもふれて——

四 結論 国家独占資本主義の中心概念

——全般的危機の段階における金融資本の収奪と蓄積の新たな

型——

b 危機の本質

世界恐慌下においてドイツもその例外ではなかったが、ドイツがおかれた特殊な国際的地位と二〇年代ワイマール・デモクラシー下で進行していたドイツ国内の経済体制の特殊な再編とによって、恐慌過程への突入の仕方はまた特殊ドイツ的であった。

第一に、その初期においては、突然のガラに見舞われなかったことである。その根拠は公共投資と外資であった。安定恐慌以後社会政策的な公共投資が年々増大し、その原資調達の必要から生じた公定歩合の引き下げとその反動によるいっそうの引き上げといった公債政策をめぐるライヒスバンクの動揺した金融操作によって、二七年半は頃から金融逼迫が生じ、この年の後半から二八年の前半をピークとして、ドイツの経済は世界恐慌に先立つこと二年、はやくも下降に転じていたのである。すなわち、設備、在庫からなる純資本形成でみると二七年の一〇、九八八百万マルクをピークに、二八年九、六二二百万マルク、二九年四、五二二百万マルクと減退し、また純設備投資でみると二八年が二七年をやゝ上まわってピークをなしたが、国民所得をとつても同様二九年にはかなり低下した。<sup>(4)</sup> こうして、金為替本位制制約下の公債政策を通じて公共投資は、安定恐慌直後はいざしらず、その後の本格的景気上昇期にも恒常化して

民間金融を圧迫し、景気の上昇をチェックし下降への時期を早めたのであった。

(1) 前号掲載 小論(上) 第5表

(2) 同、二九四ページ

(3) W. Ehrlicher, a. a. O., S. 53, 54

(4) Statistisches Handbuch von Deutschland, 1928—1944,

S. 600

景気の下降局面においては、こんどは逆に下降を緩和させる作用をもった。二九年には、すでに民間の純設備投資は激減し、工業については二八年の一、〇八一百万マルクから一挙に三九九百万マルクへと三分の一近くに急縮した。<sup>(5)</sup> しかるに公共投資は粗投資が八、四三〇百万マルクと二〇年代のピークを記録し、三〇年に縮少したとはいふものの二六年の水準を上まわり(前掲5表)、民間へのかなり高水準の需要を保持していたのである。これによって工業生産は、一般に二九年まで増大し、しかも三〇年の落ちこみも比較的に小巾にとどめたのであった。

(5) W. Ehrlicher, a. a. O., S. 280 Tab. A II

このようにして、公共投資は景気の上昇期においても下降期においても変動の緩和要因として働き、ある程度世界の景気動向からドイツをしゃ断し国内の景気循環を平準化する作用をあきらかに果たしたのであった。ワイマール通貨体制は金為替本位

制の上に築かれていた。ところが世界の、とくにアメリカの景気動向、金融事情の変化によって長期性のものから短期性のものに変化しながらも、絶えず、外資が流入したことにより金為替本位制の制約が緩和され、そのことを根拠にして、ドイツ国内の景気動向とは無関係に公共投資が高水準で恒常化し、上述の役割を果たしたのである。だが、公共投資を促した根本問題たる失業は、根底的な解決を遂にみなかった。すなわち、前号二九二ページに示したとうり、二五年から好況の二八年にかけての平均失業率は一〇、七%に達し、失業数は二九年に入るとさらに悪化しはじめ、二八年一四〇万だったものが二九年には一九〇万にふえた。<sup>(6)</sup>しかし他方で右の平準化作用によって独占体の価格政策は支えられていたのであった。とはいえ、前述の如く上昇局面の半ば以降になると公共投資が金融市場を通じて民間資本形成を阻害したばかりでなく、下降局面ではいっそう金融市場を圧迫した。そこでの公共投資の高水準は需要効果という面では特に素材部門の民間工業生産と独占価格政策の貫徹を支えたが、他方で金融市場への圧迫要因としては、民間企業の財務状態を極度に悪化させる働きをもった。だから、公共投資は一見景気下降を緩和させながら、その実恐慌要因を成熟させつつあったのである。だが、こうした時期まで公共投資の高水準を維持せしめていた根拠は、いうまでもなく三〇年秋まで続いたホット・マネーの流入であった。二九年春までは長期外資が、そしてそれ以後は短期外資が公共投資を支えていたので

両大戦間におけるドイツ独占資本の再編と経済政策(中)

あるが、公共投資が上述の作用をはたしてただけに、外資の逆流によるその急縮は、ドイツの産業および金融に与えた影響は、よりいっそう深刻なものであった。その意味で金為替本位制下で外資をあてこんでの赤字財政による公共投資を安定恐慌以来景気の動向とは無関係に恒常化したことの無理が、二九年から三〇年にかけての世界恐慌下でよりいっそう内在的に深化したといつてよい。

(9) Statistisches Handbuch von Deutschland, 1928—1944, S. 484.

かくて、三〇年秋と三一年春の外資の引き上げは、ドイツを一挙にして金融恐慌、財政破綻、企業倒産の旋風に巻きこんだのであった。だから、ドイツは単純な意味で、たゞたんに世界的な景気後退の影響をうけて世界恐慌に巻き込まれたばかりでない。外資の引きあげと公共投資の急縮によって財政、金融市場、産業の蓄積機構の三者がバラバラに分解して互に反発しあひながらともどもに破綻するという形で、実は外資と公共投資によってそれら三者が国民経済的な再生産機構として未完結にはあるが否応なしに結びつけられていたことを、世界恐慌はあらわにしたのであった。つまりたんに、過剰資本の死重によって価値革命を必然化するものとしての恐慌といった程度のものではなく、ドイツにとって世界恐慌は、ワイマールの経済体制そのものを根底からゆるがすものだったといえるのである。そして、そのもっとも直接的な現われがワイマール通貨体制の

破綻の中に集約されていた。そして、この通貨体制の破綻にこそ、三一年の金融恐慌の深刻さがあったのであり、その意味で、これはまた単なる信用恐慌以上のものだったのである。

小論の（上）（前号掲載）——aで危機のドイツ的性格の原型を問題にした際に、産業構造高度化の遅延と過剰資本およびワイマール・デモクラシーの多元論という経済的側面と政治的側の双方からそれを解明したが、それが原型であったのは、それらの要因がまだ直接的にはドイツの資本主義体制を揺るがすものではなかったからであった。とくにワイマール・デモクラシーなる政治的側面は、一八年の革命をなすために出てきたもので、当時としては直接的な危機の要因というよりは、むしろそれを回避する性格のものであった。労働者階級の勢力が強まり、それが直接的に政治権力に影響力をもつようになったということは、資本主義にとって、またとくにビスマルク以来の伝統をもつドイツ資本主義にとっては、たしかに一つの危機状態ではあったが、労働者階級が主体的意識的に責任あるメンバーと自覚するワイマール・デモクラシーが正常に機能している間は、現実的な危機には転化しなかった。逆に二〇年代はワイマール・デモクラシーの枠内での経済の再編に労働者階級の間を向けさせ、彼らをいわば経済主義に徹底させた時代であった。そのことによって、過剰資本というもう一つの危機の原型をなしくずすための独占資本の再編が産業合理化という国民運動として可能になったのであり、またそれを支えるものとして公

共投資が恒常化したのであった。これらには要するにドイツ資本主義の危機におけるワイマールのな相対的安定機構であった。

右の反省をふまえたうえで、ワイマール通貨体制の破綻の意義を確定しておくかなければならない。ワイマール通貨体制の破綻は、要するに、ワイマールの相対的安定機構の破綻を意味したのである。イギリスその他の諸国とちがいでドイツはこの期に及んで平価切り下げという直接的手段にうったえず、また為替管理、金・外貨トランスファー制限などと、いわばキメこまかい手を打ってじわじわと通貨体制の変更をはかったので、通貨体制としては逆に一挙的には破綻しなかったような外観を呈し、それらの諸政策の寄せ集めが生のままに問題にされ、たかだか政策としての為替管理が云々される場合が多いのであるが、それについては後論にゆづるとして、通貨体制そのものの破綻をなканずく公共投資を中心とするワイマールの相対的安定機構の破綻として経験したということを確認しておくかなければならない。そして、こうした直接的契機を通して、ドイツは管理通貨制への移行を迫られたのである。その移行の一つのルートとして、前稿（上）の末尾に独占資本のワイマールの再編の破綻と産業（とくに独占体の）Sanierungを通じての国家とライヒスバンク出動の必然性を明らかにしたのであるが、もうひとつの管理通貨制への本格的なルートとして公共投資の内容の変化が本稿の主要な課題の一つとなる。そして、この二つのルートを通じてワイマール体制が崩壊すると同時に、独占資本の再

編過程もまた完全雇用政策として再編の定着に向う転機を経験したのであった。公共投資の政策的性格の変化とその基底としての通貨体制の変化による実態の変化は次項以下で扱おうとして、「危機」について、もう少し立ち回って考察しておこう。

全般的危機が問題にされる場合、ソヴェト・ロシアの誕生と世界恐慌が必ず引きあいに出されるが、国家独占資本主義への移行を現実化に転化するものとして、それらをどのように評価するかとなるとさまざまである。それらによって、国際環境が変化し資本主義の世界編成が変容を迫られたことは論をまたない。しかし、国家独占資本主義への移行の契機としては、その変容をうけとめる各国の国内条件と内在化の具体的過程が問われなければならない。そこで問題になるのが、階級闘争の激化と当時以来一般にいわれる自動復力の喪失である。

(7) 大内力教授「日本経済論」上巻第五章(五三)における自動回復力喪失の意識と危機に關する大内教授の考え方は国家独占資本主義解明への重要な手がかりを与えたという意味で高く評価されなければならない。しかし自動回復力の問題は経済体制そのものにまで掘り下げて考える必要があると思われる。

世界恐慌下のドイツにおける階級闘争激化は、ワイマールの好況以来ドイツのかかえこんでいた失業問題の終局的な破綻と農業における慢性不況のより一層の激化などによって全社会的にひきおこされたのであるが、その特徴は次の二点にある。労働者階級の一大勢力たる社会民主党とその指揮下の労働組合はワイマール体制の一端を主体的に担っていたので、その体制の

両大戦間におけるドイツ独占資本の再編と経済政策(中)

破綻とともに相対的に勢力が衰え、ワイマール協調体制の枠外にあった共産党が勢力を拡張して労働者階級の二大勢力が激しく抗争したこと、さらにワイマール・デモクラシーの恩恵に浴さなかった農民その他の中産階級の累積した不満をアンチ・ワイマール勢力として結集してナチ党が急激に勢力拡張したことであった。したがって、第二の特徴は、こうした階級闘争の激化によって社会的な動揺が生じ、現体制が政治的危機に類したといっても、危機に類したのは直接資本主義体制一般というよりは具体的なワイマール体制を迂回してのそれであった。そこに一方では労働者階級のみならず農民・中産階級などあらゆる国民階層をまきこむ危機の深刻さがあると同時に、地方で容易にナチ化する落し穴もかくされていたのであった。その深刻さは二様である。第一に、右の特徴から必然的にデモクラシー一般への不信も手伝い資本対賃労働のみならずあらゆる階層をまきこんで抗争が苛烈を極めたこと、第二には、とはいうものの一九一八年以前とはことなり、労働者階級が一度は主体的なメンバーとしてワイマール・デモクラシーを担ったことから来る微妙な深刻さである。すなわち、経済主義であれ、金為替本位制のもとでは、彼らの要求を公共投資という形で受けとめることに限界があることを、労資双方が認めざるをえなくなった時点で、苛烈な階級抗争が展開されたところに基本的な深刻さがあったのである。この点は、とくにアメリカなどとは決定的に異なる点といえよう。すなわち、労働者階級の要求を一度組みこんだ経済体制の破綻の結果として経験した再度の危機だった

からである。

階級闘争一般が激化して体制が危機に頻したという、たゞそれだけのことから国家独占資本主義は導き出されない。その結果、社会主義革命が成功するかもしれないし、あるいは恐慌過程の終息とともに、その危機が霧散するかもしれない。いや一歩ゆづつて、何らかの点で資本主義が変化するかもしれないとしても、その結果無規定的に国家独占資本主義になるとはいえない。しかし、いまこゝで問題にしている階級闘争の激化は、右にのべたような意味で、まさに特殊ドイツ的なそれだったのである。それゆえにこそ、階級対立が最高調に達する以前に、ドイツではアメリカなどより比較的早期に新たな公共投資の方策が模索され始めたのであった。いや、結果からみると実質的にはその方策をめぐって闘争が展開していたともいえるのである。

したがって自動回復力の喪失という問題も、ドイツにおいては何故に早期に新たな公共投資の方策が模索され始めたのか、という右の事情と深い関連をもってくる。三〇年の春から三二年五月までのブリューニングのいわゆるデフレ政策は、銀行救済および前稿（上）の二一aで扱った産業 Sanierung からなる金融資本の救済には財政とライヒスバンクを動かさせながら、他方では恐慌過程における過剰資本の整理の貫徹を促進する（という）ことは金融資本の外部の弱小企業の淘汰と過剰労働力の整理を苛酷に行う）作用をはたしたが、この二年間は時間的に長すぎたから自動回復力の喪失が云々されたということは

否定しないとしても、むしろこの二年間のデフレ政策により一方では階級対立を激化させながら、他方で金融資本が保護された形で過剰資本の整理がかなり果されたからこそ新たな方策が模索されはじめたのである。しかも重要な点は、自動回復力がなくなったから公共投資にはじめて手がつけられたというよりは、ドイツはすでに二〇年代に意識的に公共投資をおこなって来たのである。こゝでは、縮少したそれを、いかにして回復するかという点にポイントがあったのである。二〇年代は好況にかゝわず全体の常時五〇パーセントないしそれをこえる公共投資があつてはじめて国内資本形成の全体が成り立っていたのである。三〇年代になって新ためて自動回復力云々の問題を導入しなくとも、ドイツではそれだけの規模の公共投資がなければ経済活動が正常に機能しえないような再生産構造に、ワイマールの好況期にすでになつていたのである。危機の原型としての過剰資本とそのなしくずし策としての独占資本再編と公共投資を扱ったゆえんはそこにあつた。だから、自動回復力喪失は政策担当者の意識はどうであれ、ドイツの国内条件としては、すでに二〇年代好況期に失なわれていたと考へた方が妥当ではなからうか。世界恐慌後新たに問題になつたのは、公共投資そのものではなく、それを可能にする新たな方策だったのである。そして、この点になると事態は明らかにより高次の困難へと決定的に変化していった。国際金融の破綻によって外資動員が不可能になり、国内通貨体制が破綻していったからである。

c 社会政策としての公共投資の破綻と  
労労振興政策への転換

ワイマール体制下でトラスト形成・独占の再編合理化と一対をなしつつ社会政策の一環として展開された公共投資は、外資流入の途絶と国内金融市場の破綻によって原資の調達が困難に陥り、一九三一年には三、九八九百万マルクと三〇年の五六六一セント、二九年の四七パーセントに急縮した（前掲5表）。この間、デフレ政策の進行とあいまって、工業生産指数は三一年一月には一九二八年一〇〇として生産財五二・六パーセント、消費財八〇・七パーセントに低下<sup>(8)</sup>し、失業者数も三一年平均四五一万三千を数えた<sup>(9)</sup>。三二年一月には季節的失業も交えて六〇〇万をこえた。こゝにいたっては失業保険も実効を失い、また他方財政支出による福祉救済は他方財政を完全に破綻させてしまったのである。

(8) Konjunkturstatistisches Handbuch, 1936, S. 53

(9) Vierteljahrshefte zur Konjunkturforschung, 1933,

Heft, I Teil B, S. 63, 215

このようなきなかにあつて、プリューニング内閣に対して、さまざまな提案がなされた。労働大臣ブラウンのもとに「失業問題研究委員会」なる専門家会議が三一年一月設置され、三一年四月と五月に答申を出したが、前者は一般的過剰生産の不均衡を是正する意味でデフレ政策をすゝめ、後者は景気振興策は

両大戦間におけるドイツ独占資本の再編と経済政策（中）

不況整理過程の最後の段階でおこなうべきものとしながらも、外資に支えられたライヒスバンクを後循にした公発注による景気振興策を含んでいた。しかしこれは、その直後の銀行パニックで立ち消えとなり、むしろ前者の線にそったデフレ政策が二月の緊急令となって現われたのであった。しかしこの間、プリューニングのデフレ政策にたいするかなり理論的体裁を整えた対案が、いくつか出されていた。すなわち、ラウテンバッハの提案、ワーゲマン・プラン、社民系労働組合からのいわゆるW・T・Bプラン、企業家達がゾンバルトやグロトコップなどの学者達と結成した「貨幣・信用研究会」の出した提案、「帝國経済会議」のそれなどである。

後の労働振興政策への転換にとって理論的にもっとも整備されていたラウテンバッハの提案とW・T・Bプランについて簡単にふれておこう。そのあとでナチスの労働振興政策との対比を試みたい。

ラウンバッハは景気を回復せしめるには総購買力を高める必要があるとまず考えた。すなわち、のっけから景気政策として問題が立てられているのである。そして賃銀低下が生じている場合には国家の人為的な干渉にも訴えて名目賃銀総額を保つため雇用を増大する必要があり、そのための唯一の道は財政危機により阻止されている公発注を出すことである<sup>(10)</sup>。つまり景気政策として雇用の増大が考えられている。そして景気の上昇と下降は投資能力の増大と減退のたんなる反映であり、また好況へ

の条件はつねに信用膨脹である<sup>(11)</sup>。だがその信用膨脹はいかにして行かうか、となると彼の考えは、やゝ錯綜している。国内市場での国債の発行や租税による方法はもとよりとらないが、長期外債発行の可能性を触媒として国内銀行が信用膨脹をおこなって立替金融<sup>(12)</sup>するという外債の尻尾を残した考えから次第に解放されて、三一年九月九日の提案では、ライヒスバンク再割引をもとにした手形金融を提案し、三カ月期限の短期手形を四〜五回ころがして一二〜一五カ月に信用期限を引きのばし、その間に景気の回復をまつて中期の公債を発行して短期債務を片づければよい<sup>(13)</sup>、という考えに発展した。すなわちライヒスバンクの追加信用による立替金融という、後にシュライヒャーの緊急計画手形やナチの労働振興手形、ヒメフォ手形と同一のものが、すでに提案されていたのである。さらに彼は、この信用膨脹によりインフレーションの危険と輸入増大による外為収支の悪化が生ずるか否かを検討し、前者は当面問題ないとしつつも、後者については信用膨脹政策の成否をきめるものとして重視し、具体的な措置の細目にはたちいりなかつたが、商品積換と結びついた輸入監督と輸出振興策をほのめかしている<sup>(14)</sup>。

(10) W. Lautenbach, Lohnpolitik zur Konjunkturamengung in Zins, Kredit und Produktion, herausgeben von W. Stüfel, mit einem Vorwort von Wilhelm Röpkke, J. C.

B. Mohr, Tübingen, 1952, S. 126 ff

(11) Ebinda, S. 130

(27) Ebinda, S. 133

(32) Ebinda, S. 145

(14) Ebinda, S. 146

以上の如く、ラウテンバッハはやゝ不鮮明にはあるが、貿易統制と結びついたスペイン、イングのドイツにおける理論的萌芽をなしたといつてよい。これによれば、ワイマール期における合理化と公共投資の二本立てによる過剰資本処理政策が一本化されるが、しかしより一步すすんで通貨体制には考えおよんでない。

三二年二月一六日、ドイツ労働組合総同盟はデフレ政策と絶縁した大規模な労力振興政策を要求する決議をおこなった。この決議の中では信用膨脹という言葉はつかわれなかつたが、組合指導者の中でもヴォイティンスキー、タルノフ、バーデの三人は信用膨脹をも含むプランを立案し、同年四月に大会で採択された。すなわち、約一〇〇〇万の失業者を再就職させるためライヒスバーン、ライヒスポスト、市町村連合その他の公法人による二〇億マルクの公共投資を予定し、その資金はライヒスクレディットA・Gの賦払償還形式の長期低利信用とライヒスバンクの手形再割引により調達し、その結果場合によってはライヒスバンクの追加的紙幣増発もやむをえない<sup>(15)</sup>。こうなると直接通貨体制そのものにかゝる等の性格をもつが、これにかんれんしては一応貿易収支問題にふれ、二〇億マルクの信用創造によって月々一、二〇〇万マルクの追加輸入が

生ずるが、とるに足りないとして解決された。ラウテンバッハが景気政策的であるのにたいして、W・T・Bプランは失業者救済的な臭がするが、ライヒスバンクの追加信用を導入し、それとの関連で外為収支問題を考慮にいれている点は全く同じである。そして、この時点では、この二つの事実だけが重要なのである。政策的意図がどうであれ、手段が同一であれば、その効果はおのづと一致するからである。

(15) W. Grotkopp, Die Grosse Krise, 1951, S. 362

なぜならば、前稿(上)の二—aで扱ったように、他方で国家とライヒスバンクを動員しての産業の Sanierung が、右のような内容をもったスペンディングと並行しておこなわれれば、過剰資本が整理されて資本コストが低減し再建された収益計算の基礎のうえで、たんなる失業者救済とは決定的にことなつた景気刺激的効果が現われることは必然だからである。いやむしろ、デフレ中に極端に低下した賃銀は、六〇〇万失業者がそう早急に吸収されない限り当分は上昇しないから、この時期の公共投資は、追加信用に支えられているというそのことだけで、景気刺激策としては充分なのであり、当時企業家達が公共投資をめぐって提案したような直接的な企業支持策をまつまでもなかつた。産業の Sanierung が結果的に果したそれと同様の効果は絶大なものであったといふべきである。この意味で、ともにライヒスバンクの追加信用による、産業の Sanierung と公共投資は機能的に互いに結びついて相乗効果を生み、金融

兩大戦間におけるドイツ独占資本の再編と経済政策(中)

資本再編の転換をはかるべき車の両輪をなしたのであった。そしてその両輪は財政とライヒスバンクを通じて機構的にも結びつき、それが後に制度化されてナチスの完全雇用政策として完成されるのである。だが、完全雇用政策が制度的に完成されるためには、さらに金為替本位制の事実上の停止と管理通貨制への移行がはたされなければならないことは後論のとうりである。

社会民主党は、右のW・T・Bプランのキャンペーンを開始したが、ナチ党は同三二年七月選挙に際し、シュトラッサー立案になる新経済綱領を六〇万部配布し、同様に労働振興政策をかゝげて選挙戦にのぞんだ。ナチ党はもともと、国家は無制限に紙幣を発行しようというフェーダーの夢想的なインフレ理論以外、まともな経済理論をもたず、利子奴隷の廃止といったスローガンに終始していたが、三一年秋から三二年春にかけて労働振興政策が、さきほどのラウテンバッハや社民から出されて来るや、いちばやくこれにとびついた。そして、同年七月の選挙綱領では冒頭に労働振興政策がかゝげられ、スローガンのトップにのしあがったのである。<sup>16)</sup>そして、綱領はその金融方式についてはあとまわしにして、まず資本に対する労働の優位をとく、失業救済はより一層の困窮を生むが労働振興は経済を鼓舞するとのべ、税金を乱費する銀行救済を弾劾し、それまでの方向をつぶける限り事態はますます絶望的になるだろうとして、計画的な労働振興による一八〇度の方向転換を訴えた。そして

遊設設備の稼動と失業の吸収、国内市場の開発によりその可能性を説きつつ、いちいち具体的に労働振興のための措置をとりあげた。いわゆる農業労働によるドイツの土地の収獲力の増進、いわゆる生産的国民のプロレタリア化防止のための自宅居住地の創設、いわゆる労働者の購買力の強化、工業における労働時間の短縮、いわゆる国内交通、東部植民、大都市分散等支持のための道路、運河の建設、いわゆる自由経済活性化のための一般的な生産資金の供給……。かくて、農民、労働者階級、中小企業主といったあらゆる国民階層にアピールする労働振興政策の目標をかかげ、かんじんな資金調達方式についてはきわめて下明確にしか規定せず、信用膨脹一般の不可欠をたゞほめかしたにとどまった。

(16) G. Kroll, a. a. O., S. 427 ff

しかし、当時のような状況下では、手続きの問題よりも具体的な果実の方にポリティカル・アピールがあり、その結果、七月の選挙ではナチ党は議席二六〇を獲得することになったのであった。かくて、階級闘争に参加した勢力としては、比較的早期にかつ手続上の問題にも充分の考慮をほらい、そのめんみつさもラウランバッハと並んでもっともすぐれた労働振興政策を打ち出した社民勢力は、客観的には社会政策的公共投資から完全雇用政策としてのそれへの転換の社会的キャンペーンの起動力の役割をはたし理論的なお膳立てをしながら、その決定的な瞬間においてナチ党に油揚げをさらわれたのであった。ナチ党

はこうした戦術的な巧みさに加えて、後にも先にもナチ党唯一の経済理論家であったシュトラッサーにより、右の新経済綱領で農産物価格と農業金融にかんれんする農業政策と、輸入賦課金と輸出奨励金による多元的な為替政策を打ち出した。この為替政策は意識的にも、金本位離脱ないし平価切下げ国に対する報復を意図したもので、客観的にはいわばカモフラージュした金本位制の離脱、管理通貨制への移行に結果するものであった。この為替政策と農業政策とは、後の一般化した国家独占資本主義からふりかえってみるとき、それへの移行の重要な環をなしたという意味で、ナチ党のこの新綱領は歴史の流れに順応した適格さをそなえていたのであった。クロールもいうように、このシュトラッサー綱領の分析解説は意外に少なく、その後のナチの諸政策はすべてシャハトの知恵袋から出て来たように考えられがちであるが、そうではなかったのである。しかし、またこのシュトラッサー綱領もまた生粋のナチ理論ではなく、たぐみな剽窃であった。ライヒスバンクの追加信用（それも手形再割引による立替金融というその後の労働振興手形のそっくりそのままのモデル）による労働振興政策の元祖がラウテンバッハないし、ナチにしてみれば敵の党たる社会民主党であることはすでにのべたが、クロールによるとさらにもう一人の陰の男があったのである。<sup>(19)</sup> 国民社会主義者たちに暗に親しまれ彼らに理論を提供しながらユダヤ人であるが故にうとまれたフリードリッヒ・プレヒテル (Friedländer-Pechtl) であった。そ

して窃割に満ちた青写真を実行に移したのは、フィンランシャル・エンジンニアとしてのシャハトだったのである。

(17) G. H. Kroll, a. a. O., S. 433

(18) Ebenda, S. 434

(19) Ebenda, S. 435

右のような論議と闘争が展開されていた三二年の春から冬にかけて、ブリュネニング失脚後、パーベンとシュライヒャーの労働振興政策として、完全雇用政策への転換が次第に具体化されつゝあった。そして、それと並行して前稿(上)ニ―aにみたごとき産業 Sanierung による過剰資本整理第一の波がこの年の夏にピークを迎えていたのであった。

パーベンの政策は四%の打歩のつけられた「租税証券」二〇億マルクの発行をテコとした経済振興策で、労働振興政策としては、萌芽的過渡的なそれであった。租税証券はパーベンのいう生産阻害的な租税——取引税、対物税、土地税、事業税、運輸税の三二年一〇月一日より向う一カ年の納税分にたいし一定額交付され、これによって三三年度と三八年度の所得税以外のすべての国税を支払うことができるとされた。つまり将来の財政収入をあてこんでの典型的な信用創造策により経済の活性化をはかり、なかならず民間の補填投資に刺戟を与えて経済の自然な立ち直りを助けようとするのもであった。だから、これには当然、補填投資の促進、貨銀の引下げ、農業生産物輸入制限

のための割当制の導入といった措置が抱きあわせになっていた。パーベンの政策はブリュネニングのデフレ政策とは明らかに方向転換したものであったが、この程度の刺戟策では民間投資がさしてふえる筈もなかった。なぜなら産業の Sanierung によって、とくに過剰設備の簿価が引き下げられていれば、当面補填の問題よりも、稼動自体が利潤を約束する筈であったからである。

パーベン内閣崩壊後、引き継いだシュライヒャーは、ひきつづきヴァルムホルトを経済相にとどめて租税証券政策の持続を約しつつ、同三二年一月「労働振興と国内植民振興のための諸措置に関する」大統領緊急令を發布し、一層大規模な労働振興計画を打ち出した。こゝで重要なのは、積極的に公共投資に着手したことであった。だが、こゝではもはや租税証券では不十分となり、五億マルクのいわゆる「緊急計画手形」の発行が計画された。この手形は、公共事業請負業者が振り出し、国家的金融機関 (Deutsche Gesellschaft Für Öffentliche Arbeit — Ofra, Deutsche Rentenbank-Kreditanstalt, Deutsche Bau- und Bodenbank等) が引き受け、さらにそれはライズバンクで再割引きされる。これこそまさに、ラウテンバッハヤ社民が提案したものであり、かつナチがその後、労働振興手形、メフォ手形において行った金融方式の、そっくりそのままの原型をなす。

だが、シュライヒャー内閣は、この計画を開始したばかりのと

ところで、翌三三年一月二八日崩壊してしまつたのである。

### 三 独占資本の蓄積と完全雇用政策

——独占資本再編の定着——

#### a ナチスの完全雇用政策

——経済の組織化とスペンディング——

三三年一月末に政権についたナチスは、シュトラッサー放逐後、体系的な経済政策の方向を決定する理論を欠いていた。ヒトラー第一次内閣には、ナチスからは経済閣僚を出せなかつた。そのかわり、パーペン計画とシライヒャーの緊急計画をそっくり引き継いだのであった。だが三月の全権委任法と邦の統合および五月の労働組合解散によって、ナチス経済政策遂行上の社会的政治的障碍は完全に払拭された。その直後「労働管理官」の設置と事実上の賃銀ストツプがおこなわれた。そしてこの間、三月一日にはシャハトをライヒスバンク総裁に再任していたのである。

この二つの事実、ナチスの経済にとって象徴的であつた。すなわち極度にナチス的な側面とある意味ではナチスに異質な側面との奇妙な混肴として展開される、国家独占資本主義成立過程の複雑さを、生のまゝで対比させることが、これによつて可能となるからである。そして、それらは、やがて前者が経

済の組織化の系列に、後者が管理通貨制の確立とスペンディングの系列に発展し、完全雇用政策の確立・金融資本再編の定着として成立する国家独占資本主義の二つの側面を形成することになるのである。したがってナチスの側面ばかりでなく、一見ナチス的でない側面に案外本質がひそんでいるかもしれないのである。

ナチスの完全雇用政策は次の三つの大系、すなわち(一)管理通貨制下の財政・金融政策によるスペンディング・ゴポリシーと(二)それを可能にする基底としての管理通貨制の内実を形成する外債処理問題、為替管理、貿易統制（これは(三)の組織化にもかゝるものが性質の都合上(二)にいておく）および、(三)以上を補充するものとしての経済の組織化——新たな労働政策と農業および工業の統制、からなる。以下、この政策大系を簡単にスケッチする前に次の二点にふれておこう。

これらは、もともととはじめから大系的にまとめられたものではなく、三二年から三六・七年にかけて必要に応じてバラバラに、しかもレンガを積み重ねるようにして体系化されていったのであるが、事の本質を明確にする意味で右のごとく整理しておくことが、国家独占資本主義の成立を説明するうえで、どうしても必要なのである。さらにスケッチに入る前に、先取りして時期区分にふれておきたい。大局的な時期区分をおこなう第一次的なメルクマールの選定が、まず問題であろう。これには、ナチスに密着して経済の軍事化をメルクマールにとる考え

方もあるであろう。しかし、こゝではその方法はとらない。それはこれまでの論述からも当然理解いたゞけると思うが、経済の軍事化をとくにはそれ以外にもさらに第二次、第三次の媒介項をへなければならぬ。つまり第一的な区分のあとで考えるべきことなのである。ではまず(一)スペインディングと(二)管理通貨制にそのメルクマールを求めてみよう。スペインディングについては、その金融方式からみると、三三年は労働振興手形、三三〇三七年はメフォ手形といった手形による立替金融が主役をなすが、三七年からそれと金融方式のちがう長期債務がそれを凌駕しはじめ三九年三月「新金融計画」の後六月「新ライヒスバンク法」によりライヒスバンクによる国庫手形の直接引受けが可能となり、またそれが発券準備にあてうるようになっていたので、労働振興手形やメフォ手形などのような私的手形によるまわり道したやり方でなく、国家は直接的にかつ無制限にライヒスバンクの追加信用がえられるようになった。そして、たしかに、これを契機として、ライヒスバンクの発券高はうなぎのぼりに増大しはじめるのであるが、スペインディングそのものとしては、必らずしも紙幣増発とは直接関係はない。これはむしろ通貨制そのものにかゝるものであるが、これを契機に軍需スペインディングが急増しはじめたという意味でこれも時期を劃するエポックの一つをなす。だがそれ以前にすでに、スペインディングそのものとしては、メフォ手形を中心にいっ〓三四〓三五年に恐慌前の公共投資を凌駕するにいたった。しかも三四年にすでに、

中でも軍事支出が四八・八パーセントをしめるに至っていたのである。また三六年にはメフォ手形新規発行高が四四・五億マルクに達し、同年半ばの六月におけるライヒスバンクノット流通高四三・九億マルクを凌駕したのである。かくて、無制限の戦時金融を別とすれば、メフォ手形はスペインディングの本格化を決定づけたものとみなしてよい。とすればスペインディングからみると、メフォ手形の登場した三四年は最初のエポックをなす。そしてさきほどの三六年から三七年にかけてのメフォ手形から長期債務への転換がづぎの、そして三九年が三つ目のエポックをなす。では、(二)管理通貨制という観点からはどうか。これは、とくにドイツについては何をもちて管理貨制への移行とみるかという面倒な問題があるので、くわしくは後論にゆづるが、結論を先どりしていえば、国際金融と国内金融の結節点としての金の役割を事実上停止し、それを前提したうえで外為政策を自由に運用することによってドイツの経済を対外的に遮断し国内の財政金融を自由におこなう機構を制度化することをもちて管理通貨制への事実上の移行とみなせば、後論のごとく三三年度から三四年夏にかけての一連の措置が最初の決定的なエポックをなす。これは時間的にいってやゝ幅をもつが、ともかく、スペインディングのエポックとほぼ重なるといつてよい。いや、むしろ事実上の管理通貨制への移行によって、メフォ手形によるスペインディング自身も本格化する基礎を与えられたのである。かくて、時期区分における第一次区分は、まず三四年を

境とする。さらに、先にのべた三九年の「新ライヒスバンク法」がその次の境をなす。すなわち、三三年が三二年からひきついで第一期、三四～三八年が第二期、三九年～四五年が第三期をなす。そして、組織化の完成と軍需の急増とによって金融方式をかえつつスペインディングが佳境に入る三六年から三七年にかけては第一次区分第二期の二次的小区分をなす。<sup>(21)</sup>

(20) そのわけは、諸政策の個々の側面にまどわれず、それらの相互関係を内実的に明らかにし、主要な局面を析出するという方法論一般の問題のほか、第一にはワイマール期との対比とそれからの転換の質的な段階を画するメルクマールを浮き彫りにする必要からであり、さらにもうにナチス的な側面に目を奪われて国家独占資本主義の本質を見誤ることのないようにするためである。そしてまた、このように整理してみることによって、はじめ、金融資本の収奪と蓄積の新たな型として独占資本の再編が定着する所以が明らかになるのである。最後に、整理の都合上生じた問題を一つだけ説明しておこう。貿易統制については本文中にふれたが、類似の問題が労働政策についても存在する。本来この時期の労働政策は狭い意味での労働統制に閉じ込めてしまうこととはできない。つまり、全経済政策あけての完全雇用政策という形にならざるをえないところこそ、あつてのいかなる時代ともことなる国家独占資本主義的な労働政策の本質があるのである。だから、やゝ狭い範囲にしぼってこれを考察する場合にも、なかなんぞくスペインディング・ポリシーとの関連を失なわずに位置づけなければならぬ。この点については、前稿（上）の「はじめに」の末尾にも塚本建氏の考え方にふれてのべておいた。

(21) このような時期区分は、すでにみたごとく政策体系の整理のしかたとも関連するので、大方の御批判をいたゞければ幸いである。前稿以来、塚本建氏の著作に誤解をもちかえりみず敢えて度々言及して来たが、この機会にぶしつけをおわびする次第である。

管理通貨制への事実上の移行

三四年までのドイツの貿易政策は、ブリュニングのデフレ政策以来の方法、つまり諸外国の平価切下げには一方でデフレ政策によってできるだけ価格を押えて輸出を促進し、他方で外国為替を部分的に管理し、緊急度と実績に応じた外為（この場合はもちろん自由為替）の割当をおこなつて輸入を押える方法がとられてきた。このような方法は元来、二〇年代ワイマール期以来累積してきた外債の価値が騰貴するのを恐れるあまり、ドラスティックなマルク切下げができなかったからであった。これは貿易収支の黒字として一応成功したかのごとくみえていたが、三三年には労働振興政策によって国内の原料需要が増大し、それまでの輸入減少傾向がにぶつてくると黒字が少なくなり、三四年に入るとさらに軍需の開始によって原料需要が急増して輸入は増加に転じた。他方で世界市場の相変らずの不況と諸外国の相つぐ平価切下げによって輸出がさらに減少し、遂に貿易収支は赤字に転じた。こうした外為状態の悪化は、スペインディングの本格化によりドイツの軍事経済が今後一層拡大し、しかも世界市場が立ち直らないとするならば、このまゝの

方法ではもはや立ちゆかないことを示していた。

そのため、まずとられた方法として三四年三月の織物原料、非鉄金属、牛皮、ゴムなどの工業原料および半成品輸入禁止令を出し、これらの原料を監督下におくことによって国内原料の調整をはかろうとした。だが、これによって逆にそれらの完成品輸入が増加し、かえってより以上の外貨流出に結果した。全体として、同年九月までの貿易収支は二・五億マルクの赤字となり、ライヒスバンクの金・為替保有高は三億一、七〇〇マルクから七、九〇〇万マルクへと絶望的な急減を示した。<sup>(22)</sup>かくて、六月一四日、ライヒスバンクは全トランスファアの停止を宣言したのである。ついで九月からはシャハトのいわゆる「新計画」が実施されることになった。三三年までの輸入減少は、ブリーニング以来の外為割当によるというよりも、むしろドイツ経済全般の不況そのものによるものだったので、外為政策としてはむしろ外債処理の問題が主であった。しかし、スベンディングの本格化により、三四年に入ってからのごとく原料需要が活発化してくると、防衛的なものからより積極的な外為政策の展開へと転換しなければならなくなったのである。

(22) Statistisches Handbuch von Deutschland, 1928—1944.

5. 509

外国為替は、対外的な商品および資本取引の支払手段であるばかりでなく、金為替本位制下では金とならんで発券準備にあてられることによって、国内通貨量を規制する。したがって、

両大戦間におけるドイツ独占資本の再編と経済政策(中)

当然ながらこの点を考慮にいれて包括的に為替問題をみておかないと、たんなる貿易政策の転換でしかなくなり、国内のスペンディングとの関連でもたんに輸入原料の物量ないし使用価値の側面に重点をおいた貿易統制にのみ目を奪われることになる。たしかにとくに後の時期になると貿易統制の意義は大きくなるのであるが、それがことさら要請されたのは、金・為替保有に制約されずに国内の信用創造が可能になるメカニズムがつくり出されたからにはかならない。

以上のような包括的な観点から外為問題を見る場合に重要な諸契機をかんとんにみておこう。三一年金融恐慌から三三年までは、短期外債モラトリアムと自由為替割当による輸入制限とがおこなわれたが、外貨流出の中心は長期外債の元利のトランスファアであった。そこで三三年六月に「ドイツ外債換算金庫」の設立により外債勘定をこゝに集中し、元本償還と利払の五〇パーセントはトランスファアを停止され、利払いの残りの五〇パーセントだけが外貨送金を認められた。トランスファアを停止された利払は無利子のスクリップで支払われ、元本償還分は外債換算金庫に封鎖勘定として積み立てられたが、これらはすでに据置かれている短期外資の封鎖マルクと同様、ドイツの内外で割引きされたレートで売買されるようになった。しかし、それらが金割引銀行やライヒスバンクに持ちこまれるかぎり、依然として外貨流出をもたらした。その結果、外貨の流出はつゞぎ、三四年にさきほどのべたような輸入増とともに、六

月全面的なトランスファー停止が宣言されたのであった。そして、むしろ、この時期になると封鎖マルクやスリップは追加輸出に大きな役割を演ずるようになったのである。これには二つのルートがあった。一ツは外国で割引かれたレートで流通するそれら(額面の七〇パーセント程度だったといわれる)<sup>(23)</sup>により外国の輸入業者がドイツの輸出業者に支払う場合と、第二にはドイツの輸出業者がその受取外貨で金割引銀行からそれらを外国の相場で購入される場合があり、それらはいずれも換算金庫で平価で買戻されて輸出業者はその差額だけもうけたのである。このような操作を通じて一方で手持外貨を用いずに外債を処理し、他方で外国債権者の負担による為替ダンピングによって輸出の促進が同時に果されたのである。この追加輸出は三四年は全輸出の半ばをこえるにいたった。このような状況下では、もはやマルクの平価切り下げの必要はなくなつた。かつては、外債価値の騰貴を恐れるゆえにできなかったのにたいし、こゝでは、むしろ利用するために切り下げなかつたといつた方がよい。

(23) G. Kroll, a. a. O., S. 489

だが、外債処理にからまる為替問題は追加輸出と結びつけてかたづけられたが、スペインディングによる輸入増大はいかんともしがたく、ドイツは六月の全面トランスファー停止について九月に突如として「新計画」を発表した。すでに、その準備のため七月に二七の原料監督局がつくられていたが、同時に設置

された輸出価格審査局の方は外部にはあまり知られていなかった。こうした準備をいたうえて、(一)双務清算協定、(二)輸入制限、(三)差別的為替レートと輸出賦課金制度とによる輸出促進を骨子とする「新計画」が発表されたのである。こうして、ドイツの貿易は、自由交換性のない、しかも全く恣意的にレートを差別しうる為替によっておこなわれるようになったのである。こゝにおいては、もはや一般的な金・為替保有高などは対外的にもたいした意味をもたなくなつた。意味をもつたのは双務協定相手国へのマルク債務だけだったのである。

そして、対内的にはどうであつたか。金・外貨保有の減少によつて発券準備率などはすでに有名無実になつていたが、三三年九月のライヒスバンク法の改正によつて制度的に追認された。すなわち、限外発券への課税と割引率の自動的引上げの規定が全廃され、確定利付証券の売買と発券準備への繰り入れが可能になつた。ライヒスバンクの発券準備としての金・為替保有高は三三年三億九、一一〇万マルクであつたが、三四年には七、九七〇万マルクになり、三六年には六、九九〇万マルクになつた。金・為替はかくて国内通貨量を規制する役割を事実上まったくもたないものとなつた。たんに発券準備の一部として形式的にあてられているというだけで、金為替本位制をとなえたにすぎない。こうして、国内の財政金融政策は国際収支の動向から全く独立しておこなわれうることになつたのである。

三九年六月の再び改正されたライヒスバンク法で、国庫手形

の直接引受けと発券準備への繰り入れが規定されて、以後戦時インフレーションに突入するのであるが、このときをもって金為替本位制の停止とみなす論者もある<sup>(24)</sup>。だが、それは形式論でしかない。それまで紙幣の増発が押えられて、インフレの顕在化が引きのばされたのは、金・為替保有高に制約されてライヒスパンクが追加信用を与えなかったからではなく、与えながらも紙幣増発に結果させないような別個の新たなメカニズムが作り出されていたからである。これがすなわち、財政・金融の制度化にはかならない。つまりライヒスパンクが追加信用を与えながら、特殊金融機関の整備により実質上の公債を形式的には私的な手形である労働振興手形やメフォ手形で立替金融し、それを主に信用銀行で消化すること、および後には直接公債の発行を、貯蓄金庫と保険会社で消化することによって、金融市場の過剰な流動化を抑制した。そのため、それぞれ金融市場の動向について、「信用業にかんする法律」(三四年一月)、「資本会社における公債基金形成にかんする法律」(三四年三月)、その他利子下げにかんする諸立法などを運用し、このことによって財政、ライヒスパンク、諸金融機関の三者の有機的な連携が制度化されたのであった<sup>(25)</sup>。

(24) 塚本建「ナチス経済」二五六ページ

(25) なお、前掲拙論「金融経済78号五〇ページ以下 財政・金融の制度化の項を参照されたい。また財政・金融政策としては次項で扱う。

兩大戦間におけるドイツ独占資本の再編と経済政策(中)

かくて、ドイツは三四年中に完全に管理通貨制に移行したのである。

#### スペインング・ポリシー

たんに公共投資といわずに、スペインディングと呼ぶことの理由から入らなければならない。これまでのべてきたさまざまな条件の変化を整理すると次のごとく要約することができる。第一に、これほどの大量の失業者を救済の対象として失業保険や財政支出による手当で扶養することは不可能であるが、何らかの形で彼らを救済することが体制的に至上命令となるほど階級闘争が激化した。第二に、管理通貨制に移行することにより、財政収入や外資によらずともライヒスパンクの追加信用を支えにした信用創造によってまかなうことが可能になった。第三に、産業 Sanierung による過剰資本の財務的整理がほぼ終了し収益計算の基礎が再建されている。以上の三つの条件により、まったく新たな追加需要を創出すれば、たとえ価格上昇という誘因がたゞちに働かなくても設備稼働率を高めることによって利潤増大が保証される。かくて、景気そのものに刺激を与えることが可能になり、これを通じて失業が減少する、ないし減少させなければならない。つまり、スペインディングによるフル・エンプロイメント政策とも呼べるものに転化した、ないしせざるをえない。さらに、第四の条件の変化として政策主体の座から労働者階級が脱落していること、および彼らの公共投資の事業体であった地方公共団体が邦の統合により中央に

集権化されていること、そして、あとで経済の組織化のところ  
 でふれるが最後に第五の条件変化として、経営者団体が独占体  
 のもとに強固に組織化され、諸経済政策とくに諸統制の運用が  
 彼らにゆだねられたことがあげられる。だから、これらの条件  
 により、スペンディングによる完全雇用政策というさきほどの  
 規定の上に、さらに独特な階級的性格が与えられた。すなわ  
 ち、ワイマールの公共投資（とくに中期以降のそれ）は政治的  
 に労働者階級と密着していたばかりでなく、経済的に必らずし  
 も金融資本の蓄積機構を助けるものではなかったが、完全雇用  
 政策における新たな公共投資（のうちの軍需も含めて）は金融  
 資本の蓄積機構の一環に組み入れられる方向でなされたのであ  
 る。

もっとも、この点については、右の第四、第五の条件は必ら  
 ずしも本質的なものとはいえない。なぜなら、金融資本の蓄積  
 機構の一環に公共投資を組み込むことを可能にするのは基本的  
 にはスペースディングそのものだからである。すなわち、景気政  
 策としてのスペースディングは資本の利潤動機を高めることを前  
 提としているのだから、これはもともと資本・賃労働の分配関  
 係（さしずめよいことばがないのでこれを用いるが、理論的にいう場  
 合の利潤の分配をさしているのではない）を変化させなければなら  
 ない。そして事実、それは信用創造によって可能となるのであ  
 る。しかし、これには、いくつかのルートが想定される。第一に  
 もっとも一般に考えられるのが全般的な価格騰貴のメカニズム

を通じて、一方で利潤動機が他方で実質賃銀の低下が生じて分  
 配関係が変化する。第二に考えられるのは、かりに価格や賃銀  
 に全般的な変化がなくとも、稼働率を高めることによって利潤  
 の増大がはかれる場合には、価格メカニズムを通じてなくても分  
 配関係が変化し、実質的にはインフレと同じ結果をもたらすは  
 ずである。これが、つまり一種の潜在的インフレによる大量景  
 気である。ただし、これには次のような特殊な条件が必要であ  
 る。すなわち、かつての好況末期に存在した諸価格と賃銀の関  
 係が恐慌を通じて変化していなければならぬ。スペンディン  
 グ時に価格低下の度合が相対的に弱く、賃銀の低下がより激し  
 い場合とか、名目価格の低落の度合は同じでも前者のコスト要  
 因が小さくなっている場合である。だが、このようなことは、  
 一般には生じにくい。しかし、ドイツでは必らずしもそうでは  
 なかったのである。未曾有の大量失業により一般には下方硬直  
 的な賃銀が大巾に下落したことは世界的にかなり共通している  
 が、ドイツでは独占価格が例外的に高水準を保ったうえに、す  
 でに国家とライヒスバンクが出勤して産業の *Sanierung* を強  
 行してドイツ特有の高い資本コストを縮小させていたことが、  
 銘記されなければならない。さらにスペンディングにより投入  
 された追加資金は前稿（前号三〇二ページ）にのべたごとく、  
*Sanierung* 時の凍結債務の返済にあてられて、金融市場のみ  
 ならず、各株式会社資本構成その他の諸財務比率を好転させ  
 たのである。もちろん、このような場合にも、諸価格をつりあ

げればそれだけ利潤動機を増大させるからそのようなカルテル政策がとられたことは後にもふれるが、しかしアメリカのニュー・ディールにおいてとられたような高物価政策(賃銀上昇をテコに用いた)は、ドイツでは必要がなかったといつてよい。しかも、ナチスはいわば本能的に賃銀凍結をおこなったのであった。だが賃銀凍結をおこなったから利潤動機が生み出されたのではない。あくまでもその起点はスペンディングにある。あとでもふれるように、賃銀は凍結後もなお低落をつづけたのである。後にいったつてはともかく、そのときまでは凍結が賃銀上昇を押えたわけではなかった。しかし第二のルートで稼動率を高めるといっても、それにはおのずから限度がある。つまりスペンディングの直接的な第一次効果はよいとしても、その第二次、第三次の波及効果は、第一のルートでは全般的な価格騰貴がその媒介機能を果すのにたいし、第二のルートではすぐれて物財的な需要連鎖(産業連関)的效果を期待する以外にない。ここに、後論の経済の組織化が強く要請される所以があるのであるが、それにしても、第一次スペンディングの規模が大きければ大きいほど、既存の産業連関を次第に変化させるような流動状態をつくり出さなければならぬ。そして早晚、新規投資が日程にのぼり、そのような時期には放置しておけば賃銀も含めて全般的に価格が上昇するのであろう。だから放置すればさきの第二のルートから第一のルートに移行せざるをえない筈である。

いずれにせよ中央銀行の信用創造による追加需要で利潤動機

兩大戦間におけるドイツ独占資本の再編と経済政策(中)

を高めて完全雇用を達成しようとするのが、国家独占資本主義の特徴なのであるが、その意味では第一のルートをとるか第二のルートをとるか、その国、その時々々の条件によってきまるものとしてかたづけられてしまうこともできようが、よりたしむて考えれば、そうかんたんにいいすてしまうこともできない。右の説明からもわかるように第一のルートの方がより普遍的だからであるにもかゝらず、ドイツが主としてナチスの初期に第二のルートをとりにえたのは、すでに強固な独占価格政策がしかれ、さらに国家とライヒスバンクによるその救済がなされていたからであった。そして、このことが独占資本の再編定着への転期として国家独占資本主義への移行の契機の一つをなしたのであれば、同様にこのことが階級闘争を激化し体制的な危機をより深める作用をはたしていたのである。国家独占資本主義は危機を回避するためにとられる対応であるともみなす考え方からすれば、独占の救済と賃銀凍結という露骨な独占資本保護政策一本やりの持統は早晩自己撞着に陥るのであろう。にもかゝらず、ナチスが第二のルートに執着したのは、インフレの顕在化による価格体係全般の崩壊に対する国民的な恐怖に依拠することができたからであった。しかし、さきほどのものべたようにインフレは顕在化しなくてもスペンディングそのものは実質的にはインフレと同じ効果をもち、その結果大量景気をもたらしたのである。

以上によって、たんに公共投資、あるいはインフレ政策とい

わずに、ことさらスペンディングと呼んだわけを理解していただけたと思う。

さて、ではこの時期のスペンディングは、どのくらいの規模に達したであろうか。そこで、直接的な信用創造、租税を中心にした財政収入、国債の発行等による国家資金の調達、およびそれらの支出をめぐって出された諸政策とその作用にからませて考察してみたい。

直接的信用創造では、初期の租税証券、労働振興手形、三四年からメフォ手形、三八年からの交付証券、租税証券、三九年からの国庫手形、およびその間ずっと流通していた国庫証券などが主役を演ずる。これらは、ライヒスバンクで再割引されるか有価証券担保貸付されるというかたちでライヒスバンクの信用を拡張した(もっとも三九年からの国庫手形は直接引受けの形をとった)。しかし、これらがどのくらい発行されたかは、厳密な資料はない。軍備拡大に結びついていたためニュールンベルク裁判でも容易に厳密には明らかにされなかった。(26) また、これらは短期性のものであるだけに残高で押えたものでは発行額はわからない。

(26) G. Kroil, a. a. O., S. 581

初期の租税証券、労働振興手形の発行のメカニズムはすでにのべたが、これらは、いわゆる労働振興期のみならず、三四、三五年にも継続して発行されていた。ドイッチェ・パウ・ボーンバンクの筆頭重役アドルフ・フリートリッヒの報告によれば

(27) 一九三五年末までに租税証券三二億、労働振興手形三五億、無利子国庫証券二一億、計一二〇億が信用創造され、その約半分つまり約六〇億が労働振興のために投じられた。すでに三二、三三年に租税証券と労働振興手形によって金融された——合計して三〇億はあったろう——資金はほぼ純粋に公共投資と私企業の債務返済(恐慌時に銀行と産業の救済のためにライヒスバンクで割引された融通手形による債務の返済)と補填投資に利用されたのであるが、三四年以後のいわゆる労働振興政策は、すでにはじまったメフォ手形発行による軍拡計画に即応した軍事施設のためのものに性格変化していたのではあるまいか。とするときほどの純粋な労働振興投資は六〇億の約半分つまり三〇億となる。

(27) 一九三六年三月一九日の演説「労働振興政策の金融とドイツ銀行への影響」(G. Kroil, a. a. O., S. 581, 582)

(28) これはクロールの推定だが景気研究所の推定額は五五億であった。

(29) 前掲拙論金融経済78号四七〜四八ページ参照。

メフォ手形は軍需金融をまったく隠蔽するためのものであった。すでに三三年に「冶金研究所(Mefo)」なるごまかしの名称をもった軍需手形引受機関がライヒスバンクと経済省のさしがねでつくられた。有限責任会社の形態をとったが、その社員はクルップ、ジーメンス、ライン・メタル、ドイッチェヴェルケの四社だけであった。この「メフォ」は武器請負人が振出した手

形を引き受け、国家が保証を与えてライヒスバンクが再割引した(労働振興手形は直接必ずしもライヒスバンクにもちこまれなかったが、メフォ手形は必ずライヒンバンクで再割引された)。だから手形が満期——形式的には三カ月、実際は延長から認められて五年——になればライヒスバンクは国家に支払請求することが約束されていた。メフォ手形の発行額はその終了日たる三八年三月三十一日まで一二〇億マルクに達していたことが、シュウヰェリン・グロスィクその他の証言によって明らかにされた。<sup>(30)</sup>

(30) G. Kroell, a. a. O., S. 167

さらに、この間におこなわれた私的銀行およびライヒスバンク傍系銀行での信用創造がある。これはあとで論ずるごとく国債発行をめぐって出された対銀行政策と深い関係があるので、ともかく、その額はシュミットとヴレーデの試算によればは二三〇億に達したといわれる。<sup>(28)</sup>

(31) G. Kroell, a. a. O., S. 160

かくて労働振興期から三八年までについて、これまでに知りえた信用創造を総計すれば、租税証券全額三二億(三八年以後のもの不明)、労働振興手形全額三五億、無利子国庫証券三六分分までで二二億、メフォ手形全額で一二〇億、銀行の信用創造推定二〇億、総計二三〇億マルクとなる。さらに三八年以後の租税証券、三六年以後の無利子国庫証券、三九年以後の国庫手形を入れれば尨大な額に達しようが、一応三八年までのところを判明した分が右の如くなるわけである。このうち純粹な

兩大戦間におけるドイツ独占資本の再編と経済政策(中)

労働振興に三〇億支出されたとして、三四年以降軍需金融のための信用創造は約二〇〇億マルクということになる。

(32) 残高であれば Statistisches Handbuch von Deutschland, 1928~1944, S. 155 から知ることができるが、これら短期証券や

手形については、そこから発行額を即断できない。

以上で重要な点は次の二点である。

(1) こうして主に中央銀行の追加信用を基点とする財政の金融操作によって調達された追加資金は、国家が武器その他の資財購入代金として民間企業——とくに巨大企業——に支払ったのだということ。しかも、後論のごとき賃銀ストップ、原料統制、価格ストップなどの経済の組織化によりインフレの顕在化がかなり押えられていたのだから、ドイツ資本主義にそっくりそれだけの新たな追加資金が投じられたと同じ効果をもったこと(潜在的インフレ)。(2) 以上の信用創造操作はライヒスバンクとその傍系銀行が主役を演じ、金融市場における私的銀行の従来の業務は相対的に縮少した。すなわち、産業は信用銀行による中間金融としてのコントレント勘定を相対的に縮少し、その結果、信用銀行は延命策として特別手形への投資を行った。つまり、信用銀行は、この信用創造におけるライヒスバンクと国家および産業の間に介在して完全雇用政策金融のいわば緩衝貯水池に転化してしまつたのである。しかも一般の私的手形は減少の一途をたどつたのであった。

この間、こうして注入された追加資金によって産業は財務状

第11表 株式会社の収益 (100万マルク)

	法人課税 配当利潤	税 益	(留保利潤税込)
1928	1819	1378	(441)
1932	601	567	(34)
1933	735	554	(181)
1934	1186	612	(574)
1935	1716	736	(980)
1936	2250	752	(1498)

Prion, Das Deutsche Finanzwunder, S. 40ff

第12表 租税および関税による国家収入 (億マルク)

	34/35	35/36	36/37	37/38	38/39
実 額	83	97	116	140	182
34/35比増分	—	14	33	57	99

Statistisches Handbuch von Deutschland, 1928—1944, S. 555.

態を好転させつつフル生産に近づき、ドイツは、いわゆる大量景気に入ったので、租税収入の自然増は加速度的に高まり、かつ各種税率の引上げと新租税の設定によって、税収による国家の収入は三三〇/三四会計年度の六九億から三八〇/三九会計年度には一八二億と三倍近くにはねあがった。<sup>33)</sup>

(33) Statistisches Handbuch von Deutschland, 1928—1944,

S. 555.

法人税は三六年秋に二〇%から三〇%に、さらに三八年には四〇%に引きあげられた。しかし、法人税については、右のスペンディングで、株式会社の課税収益は三三年に七・三六億マ

ルクから三六年には、はやくも二二・五億マルクとほぼ三倍にはねあがり、また二八年水準を上まわっているのだから、たいしておどろくにあたらない。だが、第11表にみるごとく、配当利潤がさして増大せず二八年の六〇%にもみたくないのはさきの産業 Sanierung のさいの規定 (減資後二年以内六%以上配当できなし) と公債基金法 (六%以上配当する場合はそれを公債購入基金としてゴルトディスクонтバンクに預託しなければならない) の影響である。さらに後に d 独占資本の蓄積で扱うように、過大償却によって純利益は小さくみせかけてあるので、右の課税収益は本当はもっと大きかったはずである。

これらの租税収入は民間から資金を吸上げ、スペンディングによるインフレにたいし一応抑制要因としてはたらくが、三四年以後とくにメフォ手形により、民間金融市場が潤沢になってくると中・長期の公債の発行が可能になりなおかつインフレ抑制の必要もあって活発に行われるようになった。もっとも民間金融市場の潤沢がそれを可能にするとはいっても、低利での発行は必ずしもかたんではなかった。その準備として、なかば強制的な他方公債の低利への借替 (三三年九月)、ライヒスバンク法改正 (同) 配当率を六パーセントに制限したいわゆる公債基金法 (三四年三月)、信用業にかんする法律 (三四年二月) 等により、資本市場を公債に有利に整備した。これらによって、諸有価証券の相場を有利に操作し、かつ諸金融機関に公債への投資を強制したのであった。かくて、ライヒの中・長期

第13表 粗投資でみた公共投資と軍事投資 (Mill. R. M.)

	1929	1933	1934	1935	1936	1937	1938
一般投資 (1) (うち工業)	4,356 (2,013)	1,803 (557)	2,487 (1,060)	3,157 (1,636)	4,016 (2,159)	5,006 (2,843)	6,155 (3,691)
公共投資 (2) (うち直接政府扱投資)	8,430 (2,670)	3,258 (1,400)	5,692 (2,978)	8,413 (5,237)	9,254 (5,237)	9,521 (5,113)	9,696 (4,567)
軍事支出 (3)	—	1.9	1.9	4.0	5.8	8.2	18.4

(1)と(2)は Ehrlicher, a. a. O., S. 278, Tab-AI (3)は Statistisches Handbuch von Deutschland, 1928-1944, S. 555より

- (1) は工業、農業、商業その他の合計
- (2) ガス、水道、電力、交通、建築、政府投資の合計。ただし、建築は公共、民間の区別がえられないので公共に一括したが、1929年には公共が、33年以後は民間が多いと考えられる。
- (3) 年度別、単位 Milliarden R. M.

両大戦間におけるドイツ独占資本の再編と経済政策 (中)

公債は、三三〇三四年には残高が三六億であったが以後とくに三六年頃から加速度的にふえ、三三八三九年には一九六億マルクに達した<sup>(34)</sup>。これはライヒスバンクの引受発行ではないので直接信用膨脹をひきおこすわけではないが、またさきほどのべたようにだぶついた民間資金を吸い上げてインフレ抑制の働きをしたのであるが、とはいえ税収と同じくたどちに軍需その他に資投されてしまうので、インフレ抑制といってもそれまでの膨脹を収縮するのではなく、無制限なライヒスバンクの追加信用をさけるといえば消極的なものであった。

(34) Statistisches Handbuch von Deutschland, 1928-1944, S. 555  
かくて、以上のライヒスバンクを中心にした追加信用、税収、中・長期公債を原資としておこなわれたスペンディングは第13表にかゝげた通りである。スペンディングの対象からみた特徴は、ワイマール期とくらべて次の点にある。中央政府の直轄するものが三五年以後圧倒的の大部分を占めるにいたったことと、軍事投資が急増したこと、およびガス・水道・電力と交通が絶対的にも相対的にもワイマールのときより低位であり、表には区別がつかないが建築は公共のものはその小部分でしかなくなった。たゞし、これだけにふくれあがった軍需以外の政府直接投資の内容が、いったい何であったのかが不明確な点がこの表の最大の欠陥であろう。

軍需および政府直接投資の比重増大を内容とする公共投資の構造変化は、当然ワイマールのときとくらべて需要効果を大きく

く変化せしめた。まず第一次効果として、重化学工業への直接的な需要が形成され、しかもそれがすぐれて物財消費的なものであることから、重化学工業内部に相互的な需要の波及効果をおよぼし、さらに補填および新規投資がおこってくるにつれて、それは二次、三次と波及した(後論のC再生産構造の変化参照)。

このように原資と投資対象の内容変化した大規模なスペンディングによって、ドイツは完全雇用を達成していったのであるが、結果的にみると、さきへのべた第二のルートから第一のルートへと、スペンディングの作用の仕方が変化する傾向をみせ、その結果インフレ効果によるさまざまな混乱と隘路を生ぜしめ、スペンディングを補完するものとしての経済の組織化が次第に不可欠のものとなり強化されていったのである。なお、本項のはじめに一応ふれておいたが公共投資の変化した性格について論じ残された点はこの組織化を扱ったのちに項をあらためて総括的にとりあげるであろう。

### 経済の組織化

経済の組織化の内容をなす新たな労働政策と産業 *Lenkungs* に用いられた方法は、大別して次のものである。(1) 賃銀ストップ、(2) 国民労働の組織化——労働配置統制、(3) 強制カルテル——中小企業の排除と組織化、(4) 原料統制、(5) 投資統制、(6) 資本統制、(7) 投資強制——国内原料生産の促進、(8) 価格ストップと会計統制。

そして、これらを事実上遂行したのは、第2図に示すごとき産業(企業)の自治組織と偽称する全国集団、経済集団、業種別集団、そしてその頂点に全国経済会議所からなるドイツ国内のあらゆる企業を包括する企業団体であった。そして、これらすべての各段階の組織は強大なカルテル、ないし巨大独占企業が支配していたのであった。だから、これらは表面上はこれらの名称をもつ自治団体でありながら、実際はナチス権力をバックにした強大なカルテルないし巨大コンツェルンやトラストの独占組織といつてよかつた。<sup>(35)</sup>

(35) これらの事情については、Franz Neumann, *Behemoth*,

Part I *Totalitarian Monopolistic Economy*, P. 181~283

の随所にくわしく述べられているが、こゝではこうした事実を指摘するにとどめる。拙ほか訳「ヒビモス」第二編全体主義的独占経済。とくに二一五〜二二五頁。

さきにあげた八つの方法のうち、(8) 価格ストップを除いてすべて三五年の二月までにはほゞ出揃い、あとはただその運用面が改良され活発化したにすぎない。それに比し全般的な価格ストップはようやくインフレ傾向がかなり現われた三六年末になってからであった。

一番先に着手したのは賃銀ストップであった。三三年五月一九日の労働管理官設置にかんする法律で事実上規定されていたのである。賃銀が騰貴するどころか反対に低下している時に、

第2図 ドイツの産業（企業）団体

上 部 組 織

全国経済会議所 ← → 商工会議所事業共同体

構成：1 全国集団(7) 構成：商工会議所(100)  
 2 経済会議所(23) (活動しなかった)  
 3 工業会議所(100)  
 4 手工業会議所(70)

全国集団

1 工業 2 商業 3 銀行業 4 保険業 5 動力 6 交通業 7 手工業 ← → 手工業会議 運輸全国集団

経済 集団 全国手工業同業組合連合 (50)  
 (31) (4) (6) (2)

業種別集団 (328)

業種細別集団 (327)

中 部 組 織

経済、業種別、業種細別  
 集団の州組織

23 の 経 済 会 議 所

州における手工業同業組  
 合団体

構 成

工 業 会 議 所

手 工 業 会 議 所

州 経 済 集 団

部 局

1. 工業
2. 商業、4つの業種細別集団をもつ
3. 交通業
4. 手形交換所（公契約のための）
5. 工業会議所
6. 手工業会議所

下 部 組 織

集団が存在する市町  
 村の集団市町村組織

100 の 商 工 会 議 所

70 の 手 工 業 会 議 所

市町村手工業同業組合

構成：個々の企業のみ

F. Neumann, op. cit. P. 202. 拙ほか訳「ヒビモス」218ページ

再大戦間におけるドイツ独占資本の再編と経済政策（中）

第14表 17業種の労働者の賃率表における時間賃銀の平均

(単位、ペーニヒ)

計算年月日	男子労働者			女子労働者		
	熟練工	見習工	見習工	熟練工	および見習工	見習工
1930 1 1	102.6	83.1	80.6	64.4		53.5
1931 1 1	102.1	82.8	80.2	64.6		53.2
1932 1 1	84.9	99.3	66.9	53.5		44.1
1933 1 1	79.2	68.3	62.8	52.2		43.5
1934 1 1	78.3	68.1	62.1	51.6		43.3
1935 1 1	78.3	68.3	62.2	51.6		43.4
1936 1 1	78.3	68.3	62.2	51.6		43.4
1937 1 1	78.3	68.3	62.3	51.6		43.4
1938 1月~12月	78.3	68.3	62.5	51.5		43.7

Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich,  
Jahrgänge 1934~39 より集計

はやくも着手したのでからその意図については説明は不要といえよう。だが、賃銀水準が規定されたのは、この三三年ではなかった。賃銀低下傾向は三四年までつづいた。この法律の意図からいって、低下をストップする必要はさらさらない。そのため、三四年一月二〇日「国民労働組織化のための法律」を發布して形式的にはこの労働管理官を廃し、一層賃銀低落をなすが

まゝにまかせたのである。その実、管理官は、依然として機能していた。そしてこの三四年のドン底で賃銀水準が固定されることになった。そして、この賃銀規制がいかに強力なものであったかは、第14表をみれば明らかである。

だが、労働に対する統制は賃銀のみにとどまらなかった。さきの一九三四年一月二〇日の法律が出されたあと、三四年末になると、金属熟練工の不足をきたし、一二月にはその移動を禁止した。そしてさらに三五年二月二六日の労働手帳制導入のための法律が出されて、労働配置統制が確立した。すでにこの頃から軍需部門での労働不足——賃銀騰貴の傾向——があらわれ、地方では繊維産業などでの賃銀低下が生じてきた。このような状況のもとでは、職業紹介所は、労働手帳制を利用して、労働者の強制的な配置転換を開始した。これには、一方で特に卸売、小売業など、その他の消費財部門の中小企業がカルテル統制、投資統制、原料統制、などによって解散せしめられたことが、一役かった。また、直接労働者を引き抜かれること(36)によって、解散を余儀なくされた企業も、でるようになった。こうして、賃銀、労働統制は、一方では軍需産業のコストダウンと、信用創造によるインフレ傾向抑制の役割を果し、他方ではその他の統制と相互作用して大企業による中小企業の収奪用具となった。ワイマール期における失業保険、職業紹介、社会政策、公共事業による対労働政策に対比するとき、この新たな対労働政策の意義は一段と明らかになる。かつてのそれは危機を

なく、すなわち、この原料管理の問題は、生産命令、投資強制、国家補助などをおこなわしめる原因ともなった。かくて第三の要として、「投資強制」が登場する。

投資強制は、原料統制より早く登場していた。すなわち、一九三三年七月一日の強制カルテル令である。この目的は最初は原料問題とは無関係に、既存カルテル保護のため、カルテル・アウトサイダーたる中小企業を強制的に統合し、さらに彼らに一切の投資を禁ずることであった。だが、三四年に入るや、軍需に無関係な工業での投資禁止が行われることになり、たまたま隘路を生じた場合にはそれは解除されたが、一九三七年にはまだ投資禁止——はじめは四九品目におよんだ——は三四品目残っていた。その中には、紙、パルプ、タイプライターなどが含まれていた。

(98) F. Neumann, op. cit. P. 217, 232, 289

拙訳「ビヒモス」二三四、二四八、二九六頁

ナチス経済統制の第二の要は原料統制であった。この任務にあたった中心機関はさきに輸入統制において扱った監督局であった。これらの局長は経済相ないし食糧相の指示下につく全代表であったが、かなりの主体性をもった各産業部門の巨大資本の重役がこれに当ることが多かった。これらの局長は、はじめは原料輸入監督と利用指図をおこなっただけだが、次第に厳しい原料割当制度をしき、輸入原料のみならず国内原料の分配もおこなった。当然のことながら、軍需に関係のある巨大独占体には有利であった。かくて巨大独占体は軍需発注と労働力と原料を保証されてフル生産をおこなったのである。一方あらゆる生産企業が全国代表の支配下にあつたので、比較的軍需に関係のうすい消費財部門は次第に原料割当を受けられなくなつて、事実上生産縮小を強制された。また、反対に国内原料増産

計画に結びついて、この原料管理の問題は、生産命令、投資強制、国家補助などをおこなわしめる原因ともなった。かくて第三の要として、「投資強制」が登場する。

投資強制は、原料統制より早く登場していた。すなわち、一九三三年七月一日の強制カルテル令である。この目的は最初は原料問題とは無関係に、既存カルテル保護のため、カルテル・アウトサイダーたる中小企業を強制的に統合し、さらに彼らに一切の投資を禁ずることであった。だが、三四年に入るや、軍需に無関係な工業での投資禁止が行われることになり、たまたま隘路を生じた場合にはそれは解除されたが、一九三七年にはまだ投資禁止——はじめは四九品目におよんだ——は三四品目残っていた。その中には、紙、パルプ、タイプライターなどが含まれていた。

だが、投資統制において、もっとも重要なのは投資強制と国家補助である。巨大独占資本の蓄積を直接促進せしめるものだったからである。そしてまた、すでに二〇年代から技術的にはほぼ完成しているながら、その初発投資の規模が大きく、かつ、リスクが大きいため、企業化、ないし拡張ができずにいた化学部門における投資や、製鉄製鋼部門での新技術の開発と投資を可能にし、またこの投資強制と国家補助によって巨大独占体の勢力が拡張し、同時に、その勢力地帯に変化を与える契機ともなったからである。

ノイエ・プラン下で、シャハトは、まず、繊維の国内化学原

料開発のため、人絹産業に投資強制をおこなって——人絹産業は恐慌中も収益低下しなかった数少ない部門の一つ——生産を増大せしめることに成功したが、ついでセルローズ・ウール増産のため、新たな金融方法を発明した。セルローズ・ウールは木綿、羊毛の代用品であったが、三三年までは一般に人気がなく、その生産はとるに足りなかった。そのため人絹産業のごとく単なる投資強制をしても、この部門の独立採算ではそれ自身には資力がなく、また他方で予想されるリスクも大きかった。そこで考え出されたのが「義務共同体」(Pflichtgemeinschaft)<sup>(37)</sup>である。セルローズ・ウール生産者——I・G・ファルベン、グランツシュトフなど——の他に、その第一次消費者、つまり、紡績業者が、これに加入を強制せしめられ、所有紡績に応じて、投資に必要な株式資本のかんりの部分を押しつけられた。その他に、国家が保証して、大銀行に融資を指示した。

(37) Kroll, a. a. O., S. 502, F. Neumann, op. cit. P. 230  
拙ほか訳「ビヒモス」二四七頁

はじめに心配されたリスクは、一九三六年一月、あらゆる織物に混紡強制が課せられることによって回避された。これによって本物(木綿キロ当り一・二マルク)よりも、高価なセルローズ・ウール(キロ当り三・五マルク、三五年半ば以後一・八マルク)の強制的な消費が全国に課せられたのである。

こうしてつくられた工場設備は、軍事的理由から地方に分散せしめられて、出資者の持分に応じた経営が行こなわれていた

が、一九三九年半ばから四〇年にかけて、これらは殆んど三つの大企業——I・G・ファルベン、グランツシュトフ、フリック・グループに統合され、中小出資者によって支配されているのは、ほんの一部になってしまった。<sup>(38)</sup>

(38) F. Neumann, op. cit. P. 231, 拙ほか訳「ビヒモス」二四七頁

こうして、一方では中小企業に投資強制して資金を動員し、国民大衆にその消費を強制して需要と生産を確保し、そのあとで自らの支配下に統合するというやり方で、巨大独占体が蓄積したのである。

さらにこのような方法による蓄積は、合成石油部門にもみられた。一九三四年九月二八日、「褐炭産業における義務共同体創設」にかんする命令が出された。これによって褐炭生産企業は、出炭一トン当り二マルクの賦課金を強制された。<sup>(39)</sup>このようにして動員された資金により、褐炭から合成石油をつくる、いわゆるブラバーク(Braunkolle-Benzin A. G.)が設立され、これは既存の全水素添加工場を統合した。その支配者として強力なのは、ヴァインテルスハール、シャフゴッツ、フリック、合同製鋼、I・G・ファルベンであった。<sup>(40)</sup>だが事実上は、I・G・ファルベンと合同製鋼が共同してつくったのである。<sup>(41)</sup>こうして一方では巨大投資が可能になり、他方で、合同製鋼が次第にI・G・ファルベンの化学独占を掘り崩す糸口ともなったのであった。<sup>(42)</sup>石炭からのジーゼルオイル生産——グループ中

心——これも一九三六年この共同投資強制が行われた。<sup>(43)</sup>

(38) Kroll, a. a. O., S. 508

(39) Ebenda.

(41) F. Neumann, op. cit. P. 508, 拙ほか訳「ビヒモス」

二四七頁

(42) Faingar a. a. O., S. 87

(43) Kroll, a. a. O., S. 509

その他、銅山に對する補助金——マンスフェルト銅山に一九三七年四、〇〇〇万マルク<sup>(44)</sup>——や三九年以後は合成ゴム——I. G. ファルケン独占——への大規模な國家融資がみられた。<sup>(45)</sup>

(44) Kroll, a. a. O., S. 514

(45) Faingar, a. a. O., S. 241

産業 Lenkung の第四のそして最後の要は價格ストップである。だが、この價格ストップ令が出されたのは、一九三六年一月二六日になってからなので、それまでの價格政策をみておかなければならない。

價格統制については、次の三期に区分することができる。

(一) 第一期 三三年一月三〇日(ナチ政權獲得)～三四年一月五日(價格管理官再任) この時期は、ブリューニング時代に設置された價格管理官を廢止した三三年七月一五日の強制カルテル令と、九月一三日の法律「農業生産物の生産、販売並びに價格の統制および刺げきのために」(これは農業部門におけるいわば強制カルテル令である)により、價格は押えられるよりはつり上

げられた。この期間中、このつり上げは意識的に行われた。この事実と賃銀ストップとを対比すれば、この政策の意図は明らかになる。すなわち、すでに行われてきた過剰資本の整理に加えて意識的な賃銀の切下げと價格のつり上げは、もはや不況の整理ではなく、今や資本への積極的な利潤刺戟と、より一層の利潤増大を保證するものである。だから、クロールのように、「安定維持を旨とした價格政策としては、一九三四年一月以前は問題にならない」として、片づけてしまうことは許されないのである。そもそも安定維持といっても、何に對して安定なのか、價格だけをとり出してみても、いうことはできない。

(46) Kroll a. a. O., S. 533

(二) 第二期 價格管理官任命より一九三六年一月二九日に四年計画と関連して、價格管理官にかえて全國價格形成管理官任命まで。この期間はナチスの生産統制により隘路が生じ、それまでの微弱な價格上昇に加えて部門間でのシェーレが生じた。この時期は前期とは逆に不正競争排除という名目でカルテル價格が押えられる傾向にあった。しかし、もともと原料その他の生産統制によって生じたシェーレをとまなう價格騰貴は、價格管理官の手には負えなかった。そして、この時期の價格抑制策は、生産財以外はほとんど実効を示さなかったのである。かくて、この期の半ばには、三五年一月二六日、はやくも「紡績原料法」が出されて、この部門における價格ストップが試みられた。これを事実上遂行したのは、もはや價格管理官ではな

く原料監督局であった。

(三)第三期。一九三六年一〇月二九日価格形成管理官任命以後。第二次四カ年計画実施にもない軍拡はますます大規模になった。三二年以来つゞけられている信用創造によるスペンディングは三三年までは、さきに過剰資本整理期として扱った際に示した債務の返済による貨幣消滅に相殺されて、インフレ傾向を顕在化せしめなかったが、三四年以後、メフォ手形も加わって、いよいよその傾向は醸成されていた。そして遂にこの期にいたって、価格の全般的な騰貴傾向として顕在化してしまつたのであった。

だから、この期の価格統制としては、インフレ顕在化を全般的に押えることが、その眼目となつた。もともとインフレの原因は別のところにあるのだから、一見、的はずれのこの価格統制はまた別の効果をもつことになつた。こんどは単なる価格管理でなく、断固として価格形成の監督に突き進んだ。そして価格形成管理官任命の直後一月二六日に価格ストップ令が出されたのである。これによって、あらゆる価格は、一九三六年一〇月一七日の水準に凍結せしめられることになつた。つまりそれまでに生じていた価格シェーレをこゝで固定することになつたのである。だが、この価格ストップ令の意図は單純に価格を凍結せしめることではなく、将来生ずるであろうあらゆる変更の基準を確定しておくことになつた。<sup>(47)</sup>この基準が与えられれば、統一価格とか最高価格とか公正価格とかいふ概念による

価格統制はいさゝか不要となり、価格は機械的にこの基準価格の一般コストに利潤を加算すれば決定されることになつた。だからまず、この一般コストの調整が行なわれた。これには強制的につくられた工業の偽称自治団体たる全国工業集團の指導下におかれた経済集團が強力に介入して行われた。<sup>(48)</sup>同時にまたあらゆる生産部門で統一的な簿記が強制され、個々の工業部門に対する計算規格がつくられた。だから、これには会計統制が加つたのである。だが、巨大コンツェルンの簿記はほとんど外部からは理解できないものであり、したがってこのような価格統制は当然、巨大コンツェルンやトラストには効力をもたなかつた。彼らはそれをよいことにして、後論のごとく法外に大きな償却をコストとしておとし、事実上のコスト水増しによる価格引上げを行つた。<sup>(50)</sup>しかも、この時期以後は、確実な軍需受注によるフル操業、さまざまな統制手段による巨大資本での合理化、依然として作用している貸銀ストップ、化学、金属などの技術進歩を導入した投資が国家権力をバックにして可能になつたこと、等々の理由から巨大コンツェルンの生産コストはますます低下の傾向にあつた。こゝからえられる追加利潤は、この価格統制にあつては、さきにきめられたコスト基準価格の枠内で取得することが認められたのである。これは巨大独占体のより一層の強大化と合理化刺戟として作用した。<sup>(51)</sup>

(47) Kroll, a. a. O., S. 556

(48) Ebenda, S. 557

(49) Fritz Hausmann, Konzern und Kartell in Zeichen der Wirtschaftslenkung, S. 95~96

(50) Ehrlicher, a. a. O., S. 144~145

(51) F. Neumann, op. cit. P. 253~4

拙ほか訳「レヒモク」二七〇~二七二頁

だが、さらに、生産技術の発展と、軍事科学の発展にともない、この価格ストップ令での基準価格では規制しえない新種の製品が続々とつくり上げられつゝあった。この生産によって、しばられない価格で法外な利潤にあずかったのは、ほかでもない、巨大コンツェルンやトラストである。<sup>(52)</sup>

(52) Ehrlicher, a. a. O., S. 144

かくて、価格ストップ令以後の価格統制の実際の作用は、一方では消費財部門でのインフレ傾向の阻止と、他方で巨大独占体に追加利潤を与えての増産刺激であった。この点はとくに、価格ストップ令が、他の諸統制のすべて出尽したあとで出されたことと関連して考慮しておく必要がある。つまり本来的な意味で諸統制の要ではなく、補完的な役割をもって登場し、それが非資本主義的な恣意性によって抜穴を提供し逆に独占資本に都合よく利用されて、予期せぬ別の効果をはたしたのである。だが、軍需生産については、恣意的な価格決定はいまにはじまったことではなく(たとえば一次大戦時)、これをとくに国家独占資本主義との関連で重視すると、本質を見誤る危険を犯すで

あろう。これに関して、もしも新しい側面を指摘するならば、それはむしろ個別的な価格政策というよりは全般的な物価政策という形をとりながら、その実個別的な独占価格政策を貫徹せしめた点を強調しなければならない。これはあたかも個別的な労働政策が全般的な完全雇用政策に代置されなければならないかゝった事情と裏腹の関係をなしている。それにしても、それを貫徹させた真の根拠は、財政・金融・産業の一体化によって体制的に可能となった中央銀行の追加信用による公(ないし軍需)発注の規模とその方向・性格、つまりスパンディングの規模と内容にかかわる性質のものであった。すなわち、総体としての完全雇用政策そのものの内実にかかわる問題だったのである。

以上のごとく、さまざまな諸統制を通じておこなわれた経済の組織化は、管理通貨制によって、国際収支の動向にしばられずにスパンディングを強行しようとする完全雇用政策がもたらしたさまざまな混乱や隘路を是正することに大きな眼目があり、その意味でスパンディング・ポリシーを補完するものであった。そしてまた、かゝるものとしてスパンディングの効果を保証し、かつて金融のないし財務的に処理されて来たドイツ独占資本の過剰資本を、いまや現実的に処理する機構を形成して、独占資本再編の総仕上げの一端をになったのである。その実態は再生産構造の変化、独占資本の蓄積として現実化するものであるが、それらを扱うまえに、完全雇用政策をここで一応体系的に考察し終ったところで、完全雇用政策の歴史的意義と性

兩大戦間におけるドイツ独占資本の再編と経済政策（中）

格をワイマールと世界恐慌にかんれんして総括的に確定しておかなければならない。われわれは次にこの問題を扱うであらう。

（以下次号）